

訴 状

印紙
11,000 円

〒450-5555

愛知県T市〇〇220 番地

原告 佐藤 光

同所

原告 佐藤 素男

〒480-1111

愛知県N市中心区〇〇1 丁目 10 番地

吉田総合法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 吉田 輝彦

TEL 052 (333) 3333

FAX 052 (333) 3334

〒480-2222

愛知県N市〇〇町1 丁目 1 番地

被告 システム建築株式会社

上記代表者 代表取締役 野島 恭一

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金 110 万円

貼用印紙額 金 11,000 円

請 求 の 趣 旨

1 原告両名の被告に対する平成 15 年 4 月 10 日付住宅リフォーム工事請負契約に基づく請負代金残金として被告が主張する金 270 万円の債務は、160 万円を超えては存在しないことを確認する。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請 求 の 原 因

1 被告は個人の住宅工事請負を主要業務とする建設業者であり、原告両名は被告に自宅のリフォーム工事を依頼した者である。

2 原告両名は、平成 15 年 4 月 10 日、被告との間でリフォーム契約を締結した（甲 1）。被告の担当者である五代祐二は、その際 400 万円を工事総代金とする見積書を示し、その額による工事の施工を確約した。

3 原告光は被告に対し、前項の契約時に 80 万円、工事半ばに 160 万円を支払った（甲

2および3)。

4 (1) 工事は平成15年の暮れに完成したが、翌16年1月7日、被告より請求書が送付された(甲4)。これには工事請負代金510万円と記載され、既に支払い済みの240万円を除く270万円の支払を請求している。

(2) また、その後も原告宅にしばしば架電し、上記金額の支払いを求め、原告らが残代金について説明しても聞く耳を持たない。

5 しかし、本件契約上、原告両名は被告に金400万円を請負代金として支払う旨約し、うち240万円を既に支払っているため、残代金債務は160万円である。

6 よって、原告両名の被告に対する被告主張の債務は160万円を超えては存在しないのであるから、その旨の確認を求める。

平成16年10月30日

上記原告訴訟代理人弁護士 吉田 輝彦 印

名古屋地方裁判所 御中

証拠方法

住宅リフォーム工事請負契約書(甲1)
平成15年4月10日付け領収書(甲2)
平成15年8月31日付け領収書(甲3)
平成16年1月7日付け請求書(甲4)

付属書類

委任状 各1通
被告商業登記簿謄本 1通
甲号証写し 各1通